

<申請に当たっての留意事項>

- ◆ 申請書及び添付書類は、片面印刷（A4サイズ）としてください。
- ◆ 原本の提出が求められるものについては、発行(作成)後3か月以内のものに限ります。
- ◆ 申請書類は、提出書類一覧表の番号順に並べた上で、提出確認欄の「有」又は「無」のいずれかに○を付けてください。なお、所属機関が申請を提出する場合は、一覧表の提出は任意です。
- ◆ 申請人の出身国籍が、別表掲載の国・地域に該当するか否かにより必要となる書類が異なります。
- ◆ 提出書類一覧表にある申請書類を提出することができない場合については、当該資料を提出できない理由を説明いただくとともに、代わりとなる資料を提出してください。
- ◆ 審査の過程で、提出書類一覧表に記載している書類以外にも提出を求めることがあります。
- ◆ 一度提出された資料は返却できませんので、予め御承知おきください。

<日本語能力に係る資料の内容>

日本語能力に係る資料の提出が必要な場合については、入学する教育機関に応じて、以下の資料を提出してください。

- ◆ 大学（短期大学及び大学院を含み、日本語別科を除く。）又は高等専門学校に入学する場合には、日本語能力試験N2（2級）相当（授業時間600時間）以上の日本語能力を有していることを証する資料が必要になります。なお、試験により証明する場合には、下記のいずれかに該当することが必要です。
 - ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験N2（2級）以上の認定を受けていること
 - ・ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（日本語（読解、聴解及び聴読解の合計））の200点以上を取得していること
 - ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聴読解テスト（筆記テスト）を400点以上取得していること
- ◆ 専修学校又は各種学校（外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合を除く。）へ入学する場合には、次のいずれかに該当することを証する資料が必要になります。
 - ・ 法務省告示をもって定める日本語教育機関において6か月以上の教育を受けていること

- ・ 専修学校又は各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明されていること（※試験については、大学に入学する場合と同様です。）
- ・ 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けていること
- ◆ 各種学校に準ずる機関（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）に入学する場合は、専修学校等に入学する場合の日本語能力に係る資料を準用してください。
- ◆ 日本語教育機関、準備教育機関又は大学の日本語別科へ入学する場合には、日本語能力試験N5（4級）相当（授業時間150時間）以上の日本語能力を有していることを証する資料が必要になります（外国の高等教育機関を卒業し、その卒業証明書を提出する場合は不要になります）。なお、試験により証明する場合には、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験N5（4級）以上の認定を受けていること
 - ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聴読解テスト（筆記テスト）を300点以上取得していること
 - ・ 日本語検定協会・J.TEST事務局が実施するJ.TEST実用日本語検定のF級以上の認定を受け又はFGレベル試験において250点以上取得していること
 - ・ 専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTの5級（旧4級）以上の認定を受けていること
 - ・ 一般社団法人応用日本語教育協会が実施する標準ビジネス日本語テストを350点以上取得していること
 - ・ TOPJ実用日本語運用能力試験実施委員会が実施するTOPJ実用日本語運用能力試験の初級A以上の認定を受けていること
 - ・ 公益財団法人国際人財開発機構が実施するJ-cert生活・職能日本語検定の初級以上の認定を受けていること
 - ・ 一般社団法人外国人日本語能力検定機構が実施するJLCT外国人日本語能力検定の「JCT5」以上の認定を受けていること
 - ・ 株式会社サーティファイが実施する実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ（PJCBridge）の「C-」以上の認定を受けていること
 - ・ 一般社団法人日本語能力試験実施委員会が実施するJPT日本語能力試験を315点以上取得していること